

特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会 会員規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人ふじみ野市学童保育の会(以下、法人) 定款第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、及び第 12 条に基づき、法人の会員規程を定めるものである。

(会員区分)

第2条 法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とし、総会の議決権は、正会員のみ有する。

- 一 正会員
- 二 賛助会員

(会費)

第3条 会員は、会員規程に基づく年会費を納入しなければならない。

2 年会費は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日を単位とする年度ごととする。

3 入会および年会費納入時期による減免措置等は設けない。納入した会費は、いかなる理由でも返還しない。

4 年会費は、別表 1 に示す。

(入会)

第4条 入会届と年会費を納入することで、入会することができる。

2 理事長は、入会を拒む場合には速やかに理由を付した書面をもって本人にこれを通知する。

3 前項の通知に不服の場合には、理事会に審査を請求することができる。

(継続)

第5条 年会費を 9 月末までに納めることによって、会員を継続することができる。

2 年会費は単年度ごとに納入するものとし、複数年度の一括納入は認めない。

(退会)

第6条 退会届を提出することによって、退会することができる。

2 法人は、次の各号の一つに該当するときは、理事会における議決により会員を退会させること

ができる。

- 一 年会費を納入しない場合
- 二 会員の死亡等が確認された場合
- 三 会員として、ふさわしくない行為を行った時

(除名)

第 7 条 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決により会員を除名することができる。

- 一 法令、当該法人の定款、規則または規定に違反したとき
- 二 当該法人の信用を失わせる行為、または法人の定款に記載する目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の場合、理事会開催日の 5 日前までに、除名しようとする会員に対してその旨を通知し、かつ、理事会において弁明する機会をあたえなければならない。
- 3 法人は、除名の決議があった場合には、除名された会員名および除名理由について、公示しなければならない。

(資格の喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- 一 退会届を提出したとき
- 二 死亡または失踪宣告並びに解散を受けたとき
- 三 年会費を 6 ヶ月以上滞納したとき
- 四 除名されたとき
- 2 前項の資格喪失に至った場合には、理事会にて資格喪失を確認するとともに、退会届を出した場合を除き、公示しなければならない。
- 3 当該法人が消滅または破産した場合にも、会員資格は喪失する。

(総会における議決権)

第 9 条 正会員のみが議決権を有する。ただし、総会開催の前日に、開催日年度の年会費を納めることを要する。

- 2 正会員の総数は、総会開催の前日に、年会費を納めた正会員の総数とする。

(規定の変更)

第 10 条 次の各号に該当する規程の改定には総会の議決を必要とする。

- 一 会費の変更
- 二 会員資格及び権利の変更
- 三 資格喪失の変更

- 2 前項各号に該当しない規程の変更の場合、理事会の議決をもって、改定できるものとする。
議決後、すみやかに会員に改定を公示しなければならない。
- 3 前項の理事会の議決後、60 日以内に次の各号の者が総会の議決を求める請求があった場合には、総会の議決を必要とする。
 - 一 理事長
 - 二 理事会
 - 三 監事
 - 四 5 名以上の正会員
- 4 前項の請求があった場合には、会員に速やかに公示しなければならない。

別表 1

■入会金及び年会費

種 別	入 会 金	年 会 費	
		個人	団体
正 会 員	0円	100円	1,000円
賛助会員	0円	20,000円	20,000円

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

但し、正会員(団体)の取り扱いは平成 30 年度からとする。